改正

平成30年2月9日告示第7号

広報あしや広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 芦屋町有料広告掲載規則(平成22年規則第29号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、芦屋町が発行する広報紙「広報あしや」(以下「広報あしや」という。)への広告掲載に関し必要な事項は、規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報あしや1日号の「お知らせ」ページ下1段とする。ただし、町長が必要と認めたときは掲載位置を変更できるものとする。

(広告の規格)

第3条 1枠あたりの広告の規格は、半1段(左右87mm×天地50mm)とし、使用色は墨1色とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広報あしやに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、掲載希望月の前月(以下「前月」という。)の1日(1日が土曜日、日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)の場合は、その直前の平日)までに、広報あしや広告掲載申込書(様式第1号)に規則第7条に規定する広告の原案(電子データを含む。)を添えて、申し込むものとする。

(掲載の決定等)

第5条 町長は、規則第8条に規定する決定をしたときは、すみやかに広報あしや広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知し、広報あしや広告掲載承諾書(様式第3号)をもって契約締結を行うものとする。この場合において、1回の契約により、複数回の広告掲載を行うものとする。

(広告掲載料)

- 第6条 広告掲載料は、1枠1回につき、1万円とする。
- 2 前項の広告掲載料には消費税及び地方消費税を含む。
- 3 前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、広告掲

載料を前月の25日(25日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日)までに一括して 前納するものとする。

(疑義等)

第7条 この要綱に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、芦屋町広告掲載要綱(平成18年1月20日施行)の規定によりなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年2月9日告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行の日前においても、必要な準備行為をすることができる。